

# 公益財団法人移行に伴う主な変更内容

## 公益財団法人 富山県アイバンク

○公益財団法人認定日:平成21年10月23日

○公益財団法人登記終了日:平成21年11月2日

「財団法人」から「公益財団法人」に移行しました。移行したことによって組織や運営の方法はどのように変わったのか、また、どういうメリットがあるのか。変わった点をダイジェストしました。会員の皆様にはこれを機に、より一層のご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 1. はじめに

①「公益法人法」が施行され、5年後までに一般法人か公益法人かの移行手続きが必要でした。

②新法施行に伴い、アイバンクでは財団から公益財団法人への移行手続きが行われ、平成21年10月23日に、富山県内ではもっとも早い認定を受け、同年11月2日に法人登記が完了しました。

③改正された主な内容は次の通りです。

ア. 民間の非営利法人の活性化が図られること。

イ. 法人の自主的な運営が行われること。

ウ. 「理事会」が法人の運営に当たり、「評議員会」がその運営を監督する立場に変わったこと。

エ. 法人に対する行政（主務官庁等）の許可制が廃止されて、評議員会の決議で決定されること。

オ. 税制上の優遇措置が受けられるようになったこと。

④新法、寄附金の免税措置の取り扱いについて。

ア. この寄附金は、法人・個人を問わず法規に基づき、所定の減免手続きにより、寄附金控除の対象となります。

■個人の場合＝個人が5,000円を超える寄附をされた場合には、5,000円を差し引いた金額が所得額から控除される。

・例えば、【寄附金額－5,000円＝控除額（但し、所得金額の40%が限度）】

■法人の場合＝特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損失算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。

・例えば、【（所得金額の5%＋資本金額等の金額の0.25%）×1/2を限度として損金算入】

イ. 寄附金の用途は、公益事業（眼球のあつ旋に関する事業並びに眼の衛生に関する事業）の事業運営資金にあてられます。

### 2. 事業年度

・この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。（定款の変更事項であり、次回開催(12月)の定例評議員会において正式に決議される予定）

### 3. 業務執行上の主な変更事項

#### ①事業計画及び収支予算の承認事項について

・理事会の承認を得て、評議員会の承認を受けなければならない。（旧法では、理事会の承認を得て、富山県知事に届ける）

- ・事業年度期間中、一般の閲覧に供すること。(新法:このほか、役員名簿、報酬、組織活動の概要等を閲覧)
- ・書類は行政庁に提出すること。(新法)

## ②事業報告及び決算について

- ・監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、事業報告はその内容を報告し、財務内容については承認を受けなければならない。その後、行政庁へ提出する。(新法:閲覧)/(旧法では、監事の監査を経、理事会の承認を得て富山県知事に報告しなければならない)

## 4. 評議員

### ①新しい法律に基づいた評議員会の運営について(新設)

- ・就任した最初の評議員の氏名は定款に記載される。
- ・評議員の氏名は登記簿に記載される。
- ・評議員会は、理事の運営状況を監督する立場である。(旧の評議員会では、理事会の決定事項を報告する程度の機関であった)
- ・評議員会には、委任状による出席が認められない。(評議員会の監督・決議の重要性)

### ②評議員の定数について

- ・評議員の定数は30名から50名以内。(現在の評議員数は38名)

### ③評議員の選任と解任について(新設)

- ・評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行われる。
- ・評議員の任期は、選任後の4年後の定時評議員会まで。(旧法では、2年間)

### ④評議員の権限について(新設)

- ・理事及び監事の選任及び解任を決議。
- ・貸借対照表及び正味財産増減計算書、並びにこれらの付属明細書の承認。
- ・定款の変更を決議。
- ・残余財産の処分を決議。
- ・基本財産の処分または除外の承認。

### ⑤評議員の報酬について

- ・評議員は無報酬とする。(新法)

### ⑥評議員選定委員会について(新法)

- ・評議員の選定については、定款の定めに従い、評議員選定委員会において選定する。
- ・評議員選定委員会規則により行う。

## 5. 役員

### ①役員の登記事項について

- ・理事長は法律上の「代表理事」とし、常務理事は「業務執行理事」として定款に定めている。(新法)

### ②役員の定数について

- ・理事の定数は30名から50名以内。(現在の理事38名)
- ・監事の定数は2名。(現在2名)

### ③役員選任について

- ・理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。(旧法では、理事及び監事は、評議員会で選任)

#### ④役員の任期について

- ・理事の任期は、選任後2年間。定時評議員会の終結の時までとする。
- ・監事の任期は、選任後4年間。定時評議員会の終結の時までとする。(旧法では、2年間)

#### ⑤役員の報酬等について

- ・理事及び監事は、無報酬とする。(新法)

#### ⑥委員会設置について

- ・スタッフ委員会(企画、コンプライアンス委員会)を設けること。(新法)
  - 業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出する。
  - 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について理事会に参考意見を提出する。
  - 事業に従事する者から法令違反行為等に関する通報に対して、適切な処置を行うため、公益通報の窓口を設置、運用し、管理する。
- ・医学基準委員会を設けること。(新法)
  - 提供眼球に関する適応基準及びあっ旋に関する医学基準を定める。
- ・広報委員会を設けること。
  - 広報活動の企画及び実施を行う。

### 6. 賛助会員

- ・この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する者を賛助会員とすることができる。

### 7. 定款の変更及び解散等

#### ①定款の変更について

- ・評議員会の決議によって変更することができる。(旧法では、理事会及び評議員会の同意を得、かつ、富山県知事の許可を受けなければ変更することができない)

#### ②解散について

- ・この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能の事由によって解散する。(旧法では、この法人は、理事会及び評議員会の同意を得、かつ、富山県知事の承認を受けた時に解散する)

### 8. 公益認定の取り消し等に伴う贈与及び清算をする場合の残余財産の帰属

#### ①公益認定の取り消し処分を受けた場合について

- ・この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合には、評議員会の決議を経て、類似の公益法人、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人等に贈与する。(新法)

#### ②解散(清算)の場合の残余財産の帰属について

- ・この法人が清算をする場合、残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の公益法人、国もしくは地方公共団体又は、公益社団法人及び公益財団法人等に贈与する。(旧法、解散する時に存する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を得、かつ、富山県知事の承認を受け、この法人と類似する公益法人に寄付する)

以上